

◎基本方針案

1 適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

- ① 多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること。
このことにより、集団の中でルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や学力、体力を伸長させることが期待できます。
- ② クラブ活動や部活動等において多様な選択ができる規模であること。
このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高め合う効果が期待できます。
- ③ 一定の教員数の確保が可能な規模であること。
このことにより、教員相互の研修や校務分掌の適正化を図ることができます。
- ④ 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。
なお、学校再編成に伴う通学区域の変更は、通学距離の延長に伴い教育条件が不利になる可能性もあることから、児童生徒の負担面、安全面に考慮した適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

(2) 適正規模・適正配置の基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模・適正配置の基準を次のとおりとします。

<適正規模の基準>

【小学校の規模】 12 学級から 18 学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、1 学年 2 学級以上が望ましい。

【中学校の規模】 9 学級から 18 学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに部活動の活性化を促し、教科担当制の充実と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる、1 学年 3 学級以上が望ましい。

<適正配置の基準>

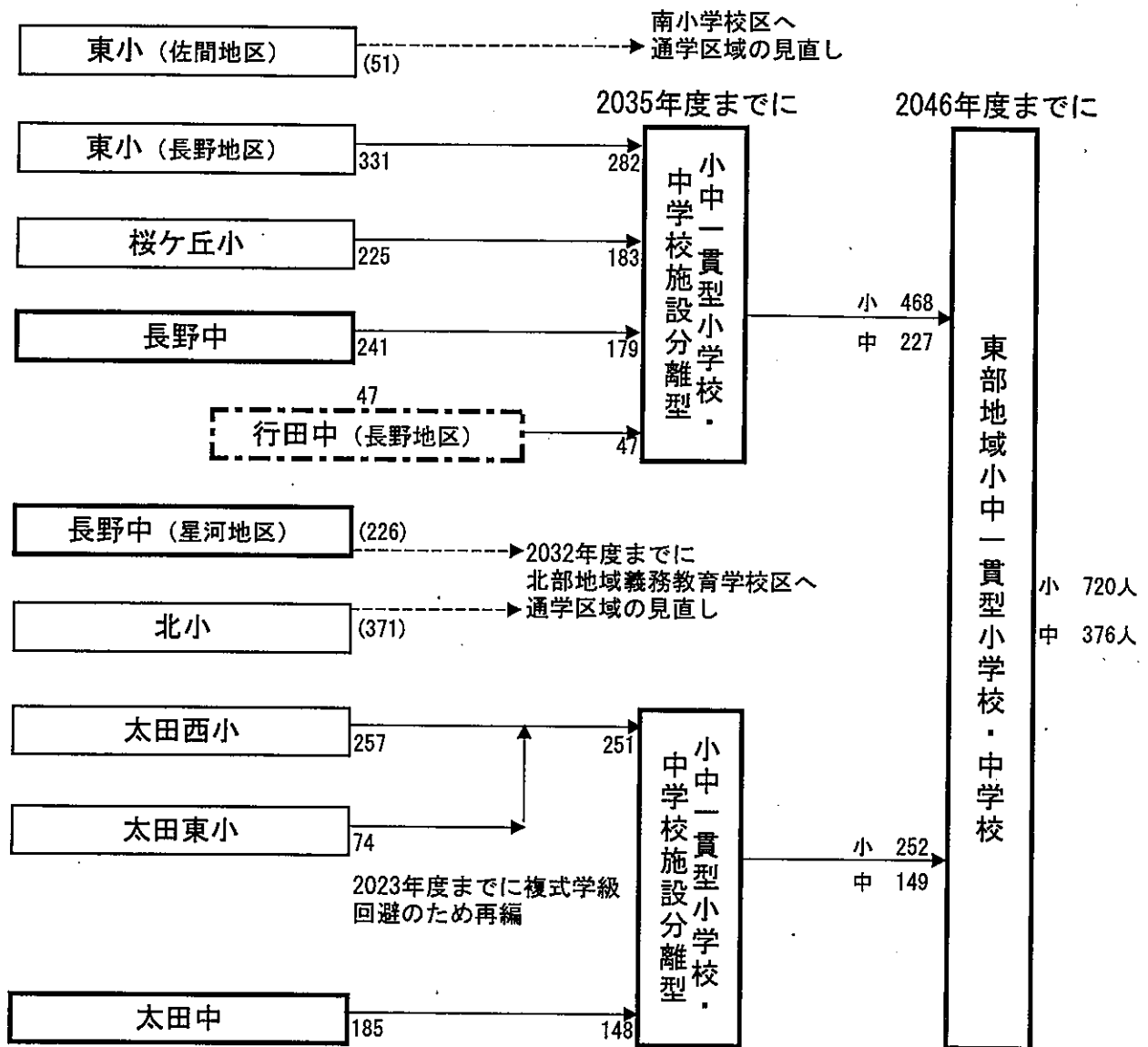
- ① 小学校の通学距離 概ね 4 km 以内
- ② 中学校の通学距離 概ね 6 km 以内 ※通学距離は自宅から学校までの片道の距離
小学校の再編により通学距離が大きく増加する場合は、スクールバスを導入する。

※ 上記基準により、将来的な適正学校数は、小学校 7 校、中学校 4 校とします。

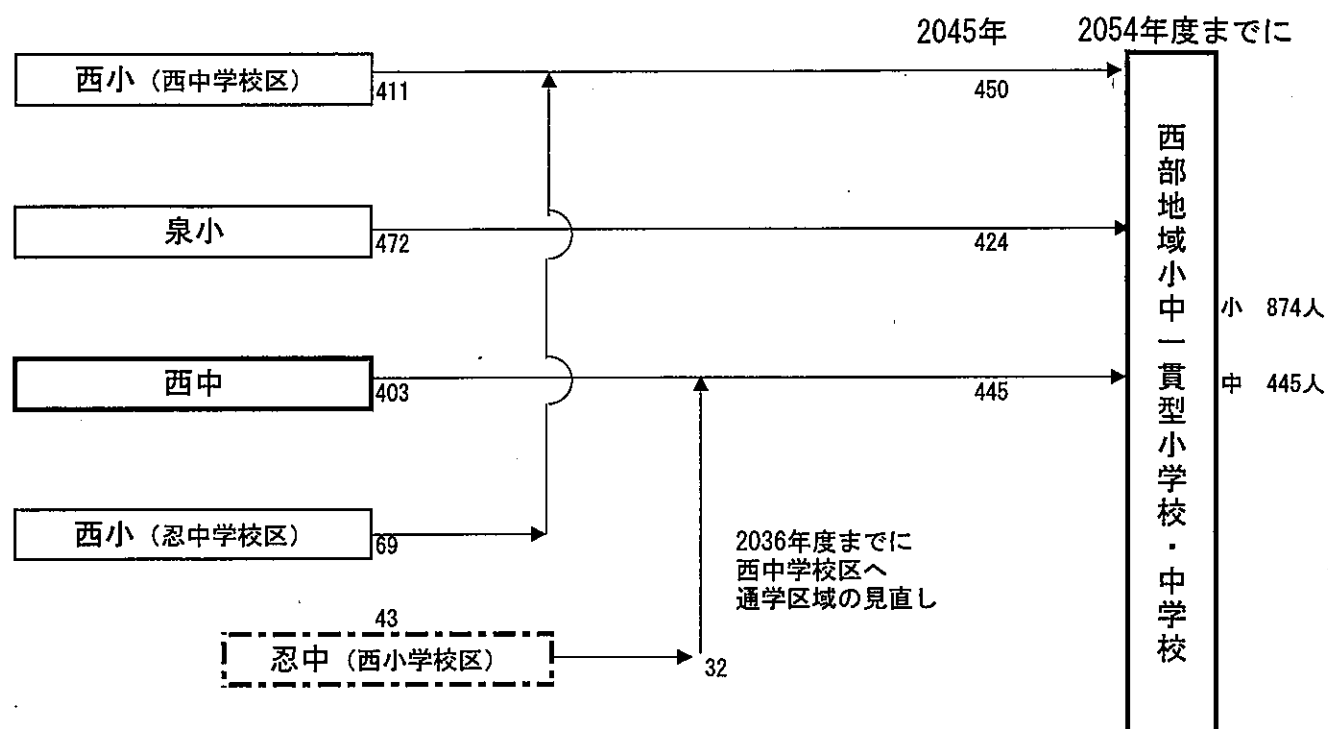
※ 上記基準を原則としますが、義務教育学校の設立等により基準を超える場合もあります。

2 具体的な適正規模・適正配置

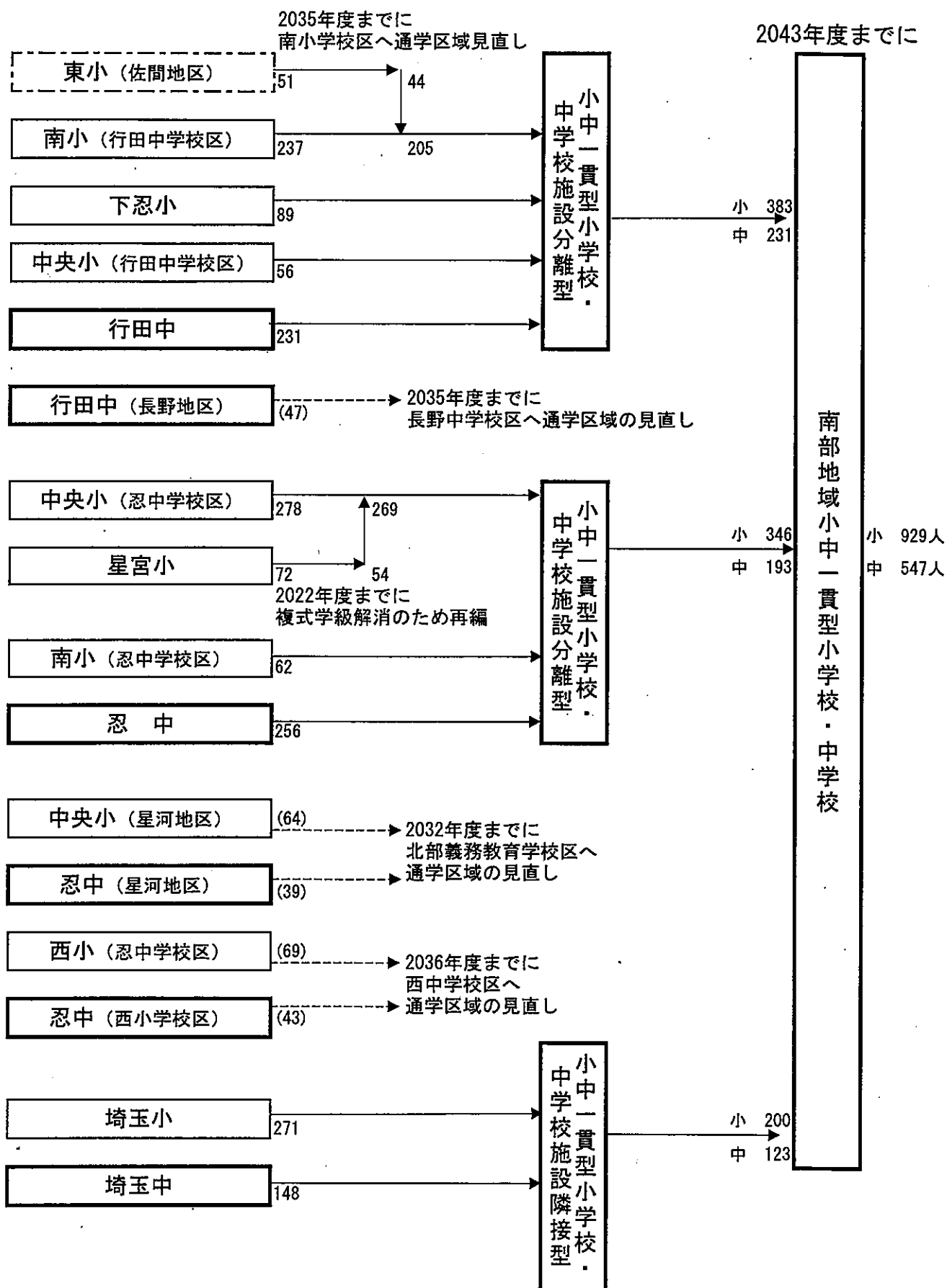
東部地域適正規模・配置



西部地域適正規模・配置



南部地域適正規模・配置



北部地域適正規模・配置

